

## 「中間報告」に対する市民意見一覧

分類	意見	審議会の考え方
1 全体	永続性のある計画を望む。	新計画の計画期間は5年間としており、現在の計画から引き続き長期的に継続して取り組むべき課題を基本目標として掲げ、計画の継続性を担保したところでございます。
2 全体	実効性のある計画を望む。	本計画の中で特に優先的に進めていく課題を明確にするため、今後5年間で特に優先的・重点的に取り組むべき分野を設けました。そして、それぞれの分野において重点課題を設定して、成果目標を掲げ、施策の評価を行いながら、計画を着実に推進していくよう提言しています。
3 全体	国連の女子差別撤廃委員会からの指摘があるように、日本の対応が遅れている。国の第三次基本計画と整合性のあるプランを要望する。	今後の施策の推進にあたっては、国の第3次基本計画に示されている視点や新しく課題とされた分野等に配慮しながら、取り組みを進めるよう答申しています。
4 全体	中間報告について、基本目標に数値目標は掲げられておらず、また具体的計画も見えないため、具体的なイメージができなかった。第1章及び第2章をふまえ、数値目標の設定、市職員への男女共同参画推進の徹底、総合計画との連携・協働、男女共同参画推進センターの多角的活用、被害者支援策具体化の方針など、実効性のあるプランとなることを期待する。	答申では、今後5年間で特に優先的・重点的に取り組むべき分野を設けており、それぞれの分野において重点課題を設定して、成果目標を掲げ、施策の評価を行いながら、計画を着実に推進していくことを提言しています。
5 1章	「メディアからの情報を、主体的に理解し、読み解く能力の向上を計る取組が不十分」との部分が分かりにくいいため、説明を載せた方がよい。そして、ポルノ被害について、ポルノは有害であり暴力であることを、学校のカリキュラムに組み込む必要があると思う。	ご意見を踏まえて、(これまでの取り組み)の部分で「メディアからの情報をそのまま受け止めるのではなく、主体的に選択し、理解する能力の向上を図る取り組みは進んでいません。」としました。 ポルノ被害に関する取り組みは、基本目標2と5の中で、性の商品化や女性への性暴力の防止のために必要な取り組みと認識しており、学校教育活動に限らず、家庭や地域も含めて検討していくべき課題であると考えます。
6 1章	プラン改正にあたり、審議会がヒアリングを実施して、仙台市が抱える問題の抽出及び解析を行い、プランに反映させたことは画期的である。しかし、仙台市が全国平均より劣る事項、たとえば若年層の人工中絶の件数や年齢別労働力率のグラフではM字カーブの落ち込み、待機児童数など、今後の課題として評価する事項の見落としがあるように感じる。	ご意見を踏まえ、若年層の人工妊娠中絶実施率、女性の労働力率、合計特殊出生率等、現計画に掲載しているデータを、加えました。
7 1章	市民センターで開講された男女共同参画に関する講座数については疑問を感じる。こんなに実施されていたのであれば嬉しいのだが。	市民センターでは生涯学習に関するさまざまな事業を行っています。そのうち、男性が受講しやすいテーマや時間帯を考慮した男女共同参画に関する講座の実績数を掲載しました。
8 1章	DVについては、予防の見地等からの確かな指摘がなされている。また、DVと児童虐待の関係を指摘し、その視点からのアプローチを求めるなど、問題点の解析に説得力がある。	DVを受けた時、子供への暴力がある場合もあり、また、DVを目撃することも児童虐待にあたるなど、DVが子供に与える影響は少なくありません。それらも踏まえながら、暴力の根絶に向けた取り組みを進めてまいらねばと考えております。
9 3章	女性の人権確立は、何よりも経済的自立が大事であるため、理念の中に入れるものと考えているが、男女の人権の尊重の中に含まれていると考えていいか。	条例における基本理念である「男女の人権の尊重」には、性による差別を受けることなく働く権利も含まれると認識しております。

## 「中間報告」に対する市民意見一覧

分類	こ 意 見	審議会の考え方
10 3章	現計画の重点課題を基本目標とし、優先的に進める課題を「重点課題」とすることに賛成である。	答申では6つの基本目標に加え、5年間で優先的・重点的に取り組む分野を設けており、それぞれの分野において重点課題を設定して、成果目標を掲げ、施策の評価を行いながら着実に推進していくよう提言しています。
11 3章	中間報告は、6つの基本目標と4つの重点課題という形で分かりやすく、基本目標も重点課題を引き継ぐもので適切である。	答申では現計画の重点課題を概ね引き継いだ6つの基本目標に加えて、5年間で優先的・重点的に取り組む4つの分野を設けており、それぞれの分野において重点課題を設定して、成果目標を掲げ、施策の評価を行いながら着実に推進していくよう提言しています。
12 4章 基1	基本目標1については、女性委員のいない委員会が存在すること、公募制の有用性を明記して欲しい。	平成21年度末で女性委員のいない審議会はまだ9審議会あることから、女性委員のいない審議会の解消に至っていないことを、第1章のこれまでの取り組みと評価の部分で明示しております。公募制につきましては、施策の方向に基づく事業に盛り込むよう市に働きかけてまいります。
13 4章 基1	女性が置かれているバックグラウンドを勘案し、女性委員が審議会に参加しやすい環境づくりをすること。	施策の方向の「仙台市の審議会等における女性委員登用の促進」の中で、一層の取り組みを進めてまいらるべきと考えております。
14 4章 基1	仙台市の女性管理職の登用において、「性別にとらわれない視点」であるペリエクティブの視点をもった評価基準とすること。	管理職の登用については、施策の方向②の「仙台市及び関係団体等における方針の立案や決定の場への女性の参画の促進」にかかる内容と考えますが、答申は「計画のあり方」を示すものであり、具体的な取り組みに関しては、基本目標のそれぞれの施策の方向の中で検討すべきものであり、審議会としてお答えできるものではないといたします。
15 4章 基1	仙台市において、女性の係長職試験の受験率の向上を図るとともに、初めから係長職試験を受けられない職種についても積極的に管理職登用の道を開くようにすること。	係長職試験については、施策の方向②の「仙台市及び関係団体等における方針の立案や決定の場への女性の参画の促進」にかかる内容と考えますが、答申は「計画のあり方」を示すものであり、具体的な取り組みに関しては、基本目標のそれぞれの施策の方向の中で検討すべきものであり、審議会としてお答えできるものではないといたします。
16 4章 基1	仙台市は、事務職において女性の主任登用が男性よりも平均して一年遅れていることが管理職登用の遅れにつながることを認識し、積極的に女性の主任登用を進めること。同様に技能職においても、女性の主任登用が男性よりも遅れていることについて改善を図ること。	女性の主任登用については施策の方向②の「仙台市及び関係団体等における方針の立案や決定の場への女性の参画の促進」にかかる内容と考えますが、具体的な取り組みに関しては、基本目標のそれぞれの施策の方向の中で検討すべきものであり、審議会としてお答えできるものではないといたします。
17 4章 基1	市職員について、産休中の主任発令をすること。	主任登用については施策の方向②の「仙台市及び関係団体等における方針の立案や決定の場への女性の参画の促進」にかかる内容と考えますが、具体的な取り組みに関しては、基本目標のそれぞれの施策の方向の中で検討すべきものであり、審議会としてお答えできるものではないといたします。
18 4章 基1	仙台市の係長職昇任試験を女性が受験できにくい状況はないか。管理職だと長時間労働になるため、それが仕事と家庭の両立の妨げになる可能性は無いかなど。多彩な人材の能力の活用を導入するのであれば、ポジティブアクションは考えられないか。	施策の方向②「仙台市及び関係団体等における方針の立案や決定の場への女性の参画の促進」の中で、性別にとらわれない登用促進などの取り組みを進めてまいらるべきと考えております。

## 「中間報告」に対する市民意見一覧

分類	こ 意 見	審議会の考え方
19 4章 基1	町内会長及びPTA会長選出の際、積極的に女性を登用するよう関係各所に指導をすること。	施策の方向④の「地域団体やNPO等における方針の立案や決定の場への男女共同参画の促進」を掲げており、関係団体に広く呼び掛けていくべき課題と考えております。
20 4章 基1	仙台市や関係団体、仙台市の企業において、方針の立案や決定をする際にどちらかの性が40%を下回らないことを条例化すること。	基本目標1は男女共同参画を推進するうえで、長期的に取り組むべき事項として「政策・意思決定過程への女性の参画」を掲げております。ご意見にあります条例化等については、社会全体でさまざまな意見を伺いながら進めるべきものと考えます。
21 4章 基2	前プランにある「仙台市立の学校において・・・」の段落が削除された理由が明確ではない。男女の役割分担意識を無くすためには、幼児教育及び学校教育が、最短で確実な効果が期待できると思われる。人権教育に割く時間が少なくなったという記述があるが、学校生活の中での教育が可能であり、そのためには教師の意識が大切である。学校教育の重要性を、前文にも出して欲しい。	第2章のこれまでの取り組みと課題・問題点の中に人権教育について記載していますが、幼い頃からの人権教育が重要であることを踏まえ、答申では、第4章の基本目標2においても学校教育の重要性を明記しました。
22 4章 基2	基本目標2の教育・学習の推進が最重要課題である。学校教育に重点を置き、授業の中で「男女平等」の必要性を教え、考える時間を持つことが必要である。	教育・学習の推進については男女共同参画を進めるうえで非常に重要であると認識しています。今後、教育委員会と調整を行いながら、長期的継続的にさまざまな施策を進めるよう市に求めてまいります。
23 4章 基2	男女平等について、学校の授業に盛り込んで欲しい。	教育・学習の推進については男女共同参画を進めるうえで非常に重要であると認識しています。今後、教育委員会と調整を行いながら、長期的継続的にさまざまな施策を進めるよう市に求めてまいります。
24 4章 基2	女性に対する暴力を受けた被害女性の支援を行っているが、私達の日々の電話相談では、さまざまな相談がある。どれも個人の努力だけでは限界がある問題で、早急な社会資源の整備が求められている。そのような問題を女性個人が担うのではなく、男女共同参画が当たり前だという教育・学習を、行政として推進して欲しい。	教育・学習の推進については、男女共同参画を進めるうえで非常に重要であると認識しております。男女共同参画推進センターをはじめ、市民センターや社会学級などさまざまなところで、男女共同参画に関する講座が開催されているほか、広報・啓発も含めた取り組みを行っています。今後も男女共同参画の意識が広く市民に浸透するよう長期的継続的にさまざまな施策の推進を市に求めてまいります。
25 4章 基2	固定的性別役割分担は、女性だけでなく男性の生き方も束縛するものであるため、教育によって固定的役割分担の考えを無くしていくべきである。	男女共同参画を進めるうえで、男女共同参画への理解の促進は非常に重要であると認識して基本目標といたしました。男女共同参画推進センターをはじめ、市民センターや社会学級などさまざまなところで、男女共同参画に関する講座が開催されているほか、広報・啓発も含めた取り組みを行っています。固定的性別役割分担をなくすという考え方についても、さらに、広く市民に浸透するよう長期的継続的にさまざまな施策を推進するよう市に求めてまいります。

## 「中間報告」に対する市民意見一覧

分類	ご意見	審議会の考え方
26 4章 基2	国民の基本的人権が十分に守られていない現状においては、教育の場において、「日本国憲法」を学習する機会を多くする必要がある。	男女共同参画の推進は、男女の人権が尊重されることが基本であり、日本国憲法が保障している基本的人権についての教育は重要と認識しています。
27 4章 基2	教育・学習の推進において、人権教育は大切であり、推し進めて頂きたい。	男女共同参画の推進は、男女の人権が尊重されることが基本であり、人権教育は重要と認識しています。条例の基本理念においても男女の人権の尊重が掲げられており、基本目標2において、人権尊重の意識を涵養するため、学校等の教育活動を通じ、成長に応じた人権教育の充実に取り組んでいくことを求めています。
28 4章 基2	教育の分野において、人権教育を徹底すること。	男女共同参画の推進は、男女の人権が尊重されることが基本であり、人権教育は重要と認識しています。条例の基本理念においても男女の人権の尊重が掲げられており、基本目標3において、人権尊重の意識を涵養するため、学校等の教育活動を通じ、成長に応じた人権教育の充実に取り組んでいくことを求めています。
29 4章 基2	基本目標2の分野は、将来の大人づくりとして、あまねく徹底できる実効性の高い分野である。教職員への意識啓発・研修については、管理職の理解と姿勢が大きな影響を与えるため、「学校長を始めとする教職員への意識啓発と研修の充実」と強調してはどうか。	学校等における人権教育を進めるうえで、教職員への意識啓発・研修は重要であると認識しております。教職員に対して管理職の理解と姿勢が大きく影響を与えることを踏まえ、答申においては、施策の方向の中で「学校長をはじめとする教職員等」という表現を用いました。
30 4章 基2	教育委員会(教育センター)における教職員の研修は大変成果があるため、教育委員会や教育センターという表現を入れて欲しい。	学校等における人権教育を進めるうえで、教職員への意識啓発・研修は重要であり、教職員の研修機関である教育センターの果たす役割も大きいものと思われます。具体的な取り組み事業等の中で表現するよう、市に求めています。
31 4章 基2	教職員に対して、ジェンダーの視点をもった男女平等の研修を行うこと。	学校等における人権教育を進めるうえで、教職員への意識啓発・研修は重要であると認識しています。ご指摘の観点についても、施策の方向の「学校長をはじめとする教職員等、子どもに関わるさまざまな職種の人たちへの意識啓発と研修の充実」の中にも含むものと考えています。
32 4章 基2	子どもにとっての人権意識は、家庭における安定した親子関係により育成される。妊娠・出産時期から親としての意識を持つために、さまざまな支援が必要であり、そのためには、施策の方向に「あらゆる場を捉えて人権意識を啓発すること」、「子どもに関わる種々の職種の人たちへの人権意識啓発と研修の充実」を盛り込んでいただきたい。	男女共同参画の推進は、人間としての尊厳が重んじられ、男女の人権が尊重されることが基本であると認識しています。人権意識は小さい頃から育まれるものであることから、施策の方向を「学校長をはじめとした教職員等、子どもに関わるさまざまな職種の人たちへの意識啓発と研修の充実」と改めました。
33 4章 基2	全ての市職員(嘱託職員、臨時職員含む)に対し、ジェンダーの視点を持った研修を行うこと。	男女共同参画の推進は、人間としての尊厳が重んじられ、男女の人権が尊重されることが基本であり、人権教育は重要だと認識しています。基本目標2の「男女共同参画への理解の促進」に向けた取り組みを進め、さまざまな機会を捉えて、職員の人権意識の広報・啓発に努めるよう、市に働きかけてまいります。

## 「中間報告」に対する市民意見一覧

分類	こ 意 見	審議会の考え方
34 4章 基2	仙台市が全国平均に比べて高い値となっている。若年齢層の人口妊娠中絶について省略されている。望まない妊娠は、性感染症やDVとも関連して重要な課題である。	施策の方向「男女平等の視点に立った性に関する教育・啓発の充実」の中で、知識の普及も含め、互いの人権尊重を基本とした、発達段階に応じた性に関する指導に努め、効果的な取り組みを進めてまいらるべきと考えております。ご意見を踏まえ、若年層の人工妊娠中絶実施率のデータを参考資料に掲載しました。
35 4章 基2	学校等への出前講座を通じて性感染症予防や性の問題に関する教育に協力することで、日常的には扱いにくい問題となっている性の問題について取り組んでいくきっかけを提供している。基本目標2において、HIVなどの性感染症やデートDVなどの若者の性についてふれ、「性に関する教育」の充実に努める必要があると謳っている点は大切である。これらの点について、学校・家庭・地域に加え、NPOとの連携も施策の方向に盛り込んでいただきたい。	学校教育活動を通じ、人権尊重を基本とした発達段階に応じた性に関する指導の取り組みを進めていますが、専門家等の方々による出前講座や研修会の開催は、正しい知識や情報を得て理解を深めるために大切なことと考えております。ご指摘の点については、施策の方向の①にNPOとの連携も含まれるものと考えております。
36 4章 基2	性被害を減らすために、人権を尊重した性教育やリテラシー教育を進めること。	男女が心身について正確な知識に基づき、人権を尊重しながら主体的に行動することが性被害の防止にも重要と認識しており、施策の方向④を「男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実」の中で取り組むべき課題と考えております。
37 4章 基2	妊婦一般検診などの受診率を向上させるため、働く女性が受診しやすいような職場体制を整備し、各種検診の必要性の啓蒙を行うこと。	施策の方向⑦に「女性の生涯にわたる心身の健康支援」を掲げており、各種検診についても、この中で取り組むべき課題に含まれると考えております。
38 4章 基3	少子高齢社会となり、「夫は外、妻は家庭」という意識が残る男性も、育児や介護を負担する必要がある時代に突入しているという認識の方が、現状に合致する。脆弱になった家庭に対して、段階に応じたきめ細かい支援が必要と思われる。福祉全般にまたがる連携により、仕事と家庭の両立ができ、活力ある社会が構築されるのではないかと。	さまざまな資源を活用しながら、男女とも、子育て・介護等と仕事との両立支援に向けた取り組みを進める必要があると認識し、基本目標に「男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」を掲げました。
39 4章 基3	雇用状況の悪化が、若者達への絶望感や自己否定につながる社会問題を作っていると思われる。早急に支援する必要があるため、子育て・介護と仕事の両立・労働分野における男女共同参画の推進について、施策の方向の①～⑥を、現実に働きかける具体策を望む。	各々の施策の方向のもと、具体的な取り組み事業を推進するよう、市に求めてまいります。
40 4章 基3	男性が家事や育児を担うことは、ひいては歳を重ねたときのその人の幸福度とリンクするものである。男性の市職員の育児休業取得を義務化して、そのための代替職員を含む人的手当も行い、また育児休業を取得したことによるマイナスの評価は行わないことを広報すること。	男女がともに家事や子育てを担い、責任を分かち合うことは大切であると認識し、施策の方向①に「男性の家事・育児・介護等への参加の促進」を掲げています。今後進捗状況の評価を行いながら、普及を市に求めてまいります。
41 4章 基3	男性の育児休暇の取得はまだ不十分である。男性が育児休暇を取りやすい職場環境を整備するよう企業に通達を出し、積極的な企業に対して何らかのメリット与える施策は考えられないか。まず、公的機関から重点的に取り組んでいくべきである。	育児休暇等の取得促進については、第5章今後5年間における優先的・重点的な取り組みの中の「男女の仕事と生活の調和の取り組みを広げる分野」の中で取り組み例として掲げました。

## 「中間報告」に対する市民意見一覧

分類	こ 意 見	審議会の考え方
42 4章 基3	子育てふれあいプラザを各区に作ること。また、そこで働く専門職員に対し、見合った処遇と働き続けられる環境整備を整えるよう指導すること。	子育て支援施策の充実は、家庭における子育ての孤立化を防ぐ観点からも重要と考えており、基本目標6の「地域づくりや防災における男女共同参画」において取り組むべき課題でもありと考えております。
43 4章 基3	仙台市において女性が8割を占める非常勤職員の育児休業を認めるとともに、経験年数に応じた昇給のしくみをつくること。	基本目標1の施策の方向「仙台市及び関係団体における方針の立案や決定の場への女性の参画の促進」及び基本目標3の施策の方向「育児・介護休業取得及び円滑な職場復帰に向けた環境づくりの促進」にかかる内容と考えますが、答申は「計画のあり方」を示すものであり、具体的な取り組みに関しては、基本目標のそれぞれの施策の方向の中で検討すべきものであり、審議会としてお答えできるものではないと考えます。
44 4章 基3	公立保育所の民営化計画は白紙に戻し、仙台市として以前示した公立対民間保育所の割合を1:1とすること。	審議会では、男女共同参画プランのあり方についての諮問を受け検討を重ね、子育てと仕事の両立に関する取り組みを重要と認識し、基本目標3の施策の方向に「多様なニーズに対応した子育て支援サービスの展開」を掲げております。具体的な取り組みに関しては、基本目標のそれぞれの施策の方向の中で検討すべきものであり、審議会としてお答えできるものではないと考えます。
45 4章 基4	基本目標4については、男女共同参画の目的の一つに、少子高齢社会に向けて、女性労働力の確保があると認識している。女性が継続して働くことができる環境の整備が必要と思われるが、雇用の確保やワークライフバランスの推進を重視し、女性支援が後退しているのではないか。	女性が継続して働くことの重要性に鑑み、施策の方向において、「就業・就業継続・再就職のための支援」を掲げております。
46 4章 基4	固定的性別役割分担意識の解消を強く啓蒙・指導するとともに、性別役割分担意識が経済の発展を阻止していることを強く広めること。	労働の分野において、性別にかかわらず能力を発揮できる社会づくりが重要と考え、基本目標4としたものです。固定的な性別役割分担意識の解消は、男女共同参画の推進においては、すべての取り組みの中で配慮すべきことと考えております。
47 4章 基4	育児期における女性が就労しやすくするための整備をすること。	基本目標3に「男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」、基本目標4に「男女のあらゆる分野への参画」を掲げ、取り組みを進めるべきといたしました。
48 4章 基4	基本目標4については、雇用における差別の実態を把握するため、ステージ毎に賃金等の男女別統計を把握するべきである。	雇用の場での実態把握のため、各種統計の指標等を参考にしながら、進捗状況を把握します。
49 4章 基4	子育てや介護を担う労働者の処遇改善をするとともに、人材育成及び安定した雇用を進めるため、行政が強い指導を行うこと。	処遇改善や行政指導については、基本目標4の施策の方向②「雇用の分野における均等待遇の確保に向けた取り組みの推進」の中で、仙台市の責務と権限を踏まえながら、取り組んでいくよう働きかけてまいります。
50 4章 基4	特に福祉関係で働く人の賃金の改善を行い、しっかりと仙台市に税金が納められる制度をつくること。	処遇改善に関しては、基本目標4の施策の方向②「雇用の分野における均等待遇の確保に向けた取り組みの推進」の中で、仙台市の責務と権限を踏まえながら、取り組んでいくよう働きかけてまいります。

## 「中間報告」に対する市民意見一覧

	分類	こ 意 見	審議会の考え方
51	4章 基4	男性の賃金の7割と言われる女性の賃金格差の解消を図ること。	男女の賃金格差の問題については、基本目標4の施策の方向②「雇用の分野における均等待遇の確保に向けた取り組みの推進」の中で、仙台市の責務と権限を踏まえながら、取り組んでいくよう働きかけてまいります。
52	4章 基4	商工業を担う女性の労働条件の向上、年金での格差の解消を図ること。	商工業の自営業に従事する女性に関しては、基本目標4の施策の方向③「農業・商工業等の自営業に従事する女性の労働環境の向上」の中で、仙台市の責務と権限を踏まえながら、取り組んでいくよう働きかけてまいります。
53	4章 基4	女性が起業しやすいような助成金制度をつくること。	あらゆる分野において、性別にかかわらず能力を発揮できる社会づくりが重要と考え、基本目標4としたもので、起業も含めて検討すべき課題と考えます。
54	4章 基4	ワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業などに労働基準法の順守、超過勤務は最低限にすることを徹底し、守られない場合は罰則規定を設けるなど、抜本的な取り組みをすること。	あらゆる分野における男女共同参画の推進については、仙台市の責務と権限を踏まえながら、取り組んでいくよう働きかけてまいります。
55	4章 基4	経営者、就業者に対するワーク・ライフ・バランス推進の啓蒙を行うこと。	ワーク・ライフ・バランスの推進は、今後、優先的・重点的に取り組む分野として掲げており、企業への啓発も含むものと考えております。
56	4章 基4	仙台市は、ワーク・ライフ・バランスを推進していくため、条例にあるような強い必要な措置を講じる必要がある。	ワーク・ライフ・バランスの推進は、今後、優先的・重点的に取り組むべき分野として掲げていますが、労働の分野における取り組みは仙台市の責務と権限を踏まえながら、取り組む必要があると考えます。
57	4章 基5	「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」の表現は、このままでよい。暴力の根絶は男女に向かって啓発すべき問題であるという意見もあるが、表に出ている数字を見ただけでは実情を正しく反映した施策にはつながらない。少数ではあるが男性も被害に遭っているという事実を見るのであれば、施策の方向について①「人権・非暴力の観点からの男女に対する教育の充実」、⑤「事業所、学校、諸団体等、あらゆる場での男女間のセクシュアル・ハラスメントをなくすための取り組みの推進」として、その充実を図るべきである。	基本目標5について、いただいたご意見の大半は、男性への暴力被害があることは認めつつも、相談件数、犯罪において女性の被害が圧倒的であること、ジェンダーの意識が根底にあるということから、「男女間」ではなく「女性に対する暴力の根絶」とするべきというものでした。 ご意見を踏まえ、答申では「女性に対する暴力」という表現で整理しています。 また、男性の被害があることも鑑み、男性の視点からの取り組みのほか、暴力の連鎖という視点から男女間、親子間、知人間で起こる暴力防止に向けた取り組みも今後、各部局と連携して進めていく必要があると考えております。
58	4章 基5	「男女共同参画推進」という視点から取り組むべき「暴力」は、「女性が社会的に地位が低い」という日本の家族構造に起因する種類の「暴力」であり、他の「暴力」については、他の機関で行えばよい。	基本目標5について、いただいたご意見の大半は、男性への暴力被害があることは認めつつも、相談件数、犯罪において女性の被害が圧倒的であること、ジェンダーの意識が根底にあるということから、「男女間」ではなく「女性に対する暴力の根絶」とするべきというものでした。 ご意見を踏まえ、答申では「女性に対する暴力」という表現で整理しています。 また、男性の被害があることも鑑み、男性の視点からの取り組みのほか、暴力の連鎖という視点から男女間、親子間、知人間で起こる暴力防止に向けた取り組みも今後、各部局と連携して進めていく必要があると考えております。

## 「中間報告」に対する市民意見一覧

分類	こ 意 見	審議会の考え方
59 4章 基5	基本目標5のタイトルについては、被害者の大多数が女性であり、直接的な表現である現状の方がよいと思う。また、配偶者暴力支援センターの必要性を強く表現すべきである。予防的見地については、幼い頃からの教育の必要性や児童虐待との関連を明記しており、理解を助けられると思われる。	基本目標5について、いただいたご意見の大半は、男性への暴力被害があることは認めつつも、相談件数、犯罪において女性の被害が圧倒的であること、ジェンダーの意識が根底にあるということから、「男女間」ではなく「女性に対する暴力の根絶」とするべきというものでした。 ご意見を踏まえ、答申では「女性に対する暴力」という表現で整理しています。 また、男性の被害があることも鑑み、男性の視点からの取り組みのほか、暴力の連鎖という視点から男女間、親子間、知人間で起こる暴力防止に向けた取り組みも今後、各部局と連携して進めていく必要があると考えております。 配偶者暴力相談支援センターの必要性については、「配偶者暴力相談支援センターの設置が求められています」と明示しております。
60 4章 基5	「男女間の暴力の根絶と被害者支援」には、少し違和感がある。やはり、圧倒的多数の被害者は女性である。男性が被害を受けることもあるが、大げや命に関わるような事態になることは極稀である。行政は、最も弱い立場の被害者に焦点を当てた動きを作り、それがきちんと機能してから、次に少数の立場の被害者支援に動くべきである。よって、現状の「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」のままで進めていただきたい。	基本目標5について、いただいたご意見の大半は、男性への暴力被害があることは認めつつも、相談件数、犯罪において女性の被害が圧倒的であること、ジェンダーの意識が根底にあるということから、「男女間」ではなく「女性に対する暴力の根絶」とするべきというものでした。 ご意見を踏まえ、答申では「女性に対する暴力」という表現で整理しています。 また、男性の被害があることも鑑み、男性の視点からの取り組みのほか、暴力の連鎖という視点から男女間、親子間、知人間で起こる暴力防止に向けた取り組みも今後、各部局と連携して進めていく必要があると考えております。
61 4章 基5	中間報告全体を貫いている「男女間の格差をなくす」目的からも、男性が女性の上に立つべきと考える社会を変えていくために、「女性に対する暴力」と明記していただきたい。	基本目標5について、いただいたご意見の大半は、男性への暴力被害があることは認めつつも、相談件数、犯罪において女性の被害が圧倒的であること、ジェンダーの意識が根底にあるということから、「男女間」ではなく「女性に対する暴力の根絶」とするべきというものでした。 ご意見を踏まえ、答申では「女性に対する暴力」という表現で整理しています。 また、男性の被害があることも鑑み、男性の視点からの取り組みのほか、暴力の連鎖という視点から男女間、親子間、知人間で起こる暴力防止に向けた取り組みも今後、各部局と連携して進めていく必要があると考えております。
62 4章 基5	基本目標5について、DV問題がきちんと目標化されている点が良い。 確かに女性から男性への暴力は存在し、また同性間の暴力についても無視できるものではない。しかし、まずは量的な観点から、基本目標5は「女性に対する暴力」という表現にした方が、DVの社会的な問題を明確にできてよい。	基本目標5について、いただいたご意見の大半は、男性への暴力被害があることは認めつつも、相談件数、犯罪において女性の被害が圧倒的であること、ジェンダーの意識が根底にあるということから、「男女間」ではなく「女性に対する暴力の根絶」とするべきというものでした。 ご意見を踏まえ、答申では「女性に対する暴力」という表現で整理しています。 また、男性の被害があることも鑑み、男性の視点からの取り組みのほか、暴力の連鎖という視点から男女間、親子間、知人間で起こる暴力防止に向けた取り組みも今後、各部局と連携して進めていく必要があると考えております。

## 「中間報告」に対する市民意見一覧

分類	こ 意 見	審議会の考え方
63 4章 基5	<p>女性から男性への暴力は個人的な資質に関わる問題であるが、男性から女性への暴力は「女性は男性に従うのが当然」という潜在的なジェンダー意識により起こるものである。本計画が「男女共同参画推進のための計画」であることを認識し、いまだに社会一般に広範に見られるジェンダー意識及び性別役割分担構造を背景にした「女性への暴力」の根絶を目指さないと、問題がぼやけてしまう。</p>	<p>基本目標5について、いただいたご意見の大半は、男性への暴力被害があることは認めつつも、相談件数、犯罪において女性の被害が圧倒的であること、ジェンダーの意識が根底にあるということから、「男女間」ではなく「女性に対する暴力の根絶」とするべきというものでした。</p> <p>ご意見を踏まえ、答申では「女性に対する暴力」という表現で整理しています。</p> <p>また、男性の被害があることも鑑み、男性の視点からの取り組みのほか、暴力の連鎖という視点から男女間、親子間、知人間で起こる暴力防止に向けた取り組みも今後、各部局と連携して進めていく必要があると考えております。</p>
64 4章 基5	<p>暴力を受けているほとんどが女性であることを鑑み、「女性に対する暴力」の文言を使用すること。</p>	<p>基本目標5について、いただいたご意見の大半は、男性への暴力被害があることは認めつつも、相談件数、犯罪において女性の被害が圧倒的であること、ジェンダーの意識が根底にあるということから、「男女間」ではなく「女性に対する暴力の根絶」とするべきというものでした。</p> <p>ご意見を踏まえ、答申では「女性に対する暴力」という表現で整理しています。</p> <p>また、男性の被害があることも鑑み、男性の視点からの取り組みのほか、暴力の連鎖という視点から男女間、親子間、知人間で起こる暴力防止に向けた取り組みも今後、各部局と連携して進めていく必要があると考えております。</p>
65 4章 基5	<p>基本目標5の「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」の表現については、このままで良い。殺人において犯行に及んだ女性の割合は35%であるが、その原因は男性の暴力に耐えかねての結果と思う。</p>	<p>基本目標5について、いただいたご意見の大半は、男性への暴力被害があることは認めつつも、相談件数、犯罪において女性の被害が圧倒的であること、ジェンダーの意識が根底にあるということから、「男女間」ではなく「女性に対する暴力の根絶」とするべきというものでした。</p> <p>ご意見を踏まえ、答申では「女性に対する暴力」という表現で整理しています。</p> <p>また、男性の被害があることも鑑み、男性の視点からの取り組みのほか、暴力の連鎖という視点から男女間、親子間、知人間で起こる暴力防止に向けた取り組みも今後、各部局と連携して進めていく必要があると考えております。</p>
66 4章 基5	<p>基本目標5については、「女性に対する」という表現に賛成である。宮城県のDV被害者は増え続けており、効果的な対策が必要である。施策の方向③については、被害者が駆け込む警察の末端の方々に十分な知識が必要であり、警察署での教育の徹底を入れるべきである。</p>	<p>基本目標5について、いただいたご意見の大半は、男性への暴力被害があることは認めつつも、相談件数、犯罪において女性の被害が圧倒的であること、ジェンダーの意識が根底にあるということから、「男女間」ではなく「女性に対する暴力の根絶」とするべきというものでした。</p> <p>ご意見を踏まえ、答申では「女性に対する暴力」という表現で整理しています。</p> <p>また、男性の被害があることも鑑み、男性の視点からの取り組みのほか、暴力の連鎖という視点から男女間、親子間、知人間で起こる暴力防止に向けた取り組みも今後、各部局と連携して進めていく必要があると考えております。</p> <p>また、警察との連携については、施策の方向④で明記しております。</p>

## 「中間報告」に対する市民意見一覧

分類	ご意見	審議会の考え方
67 4章 基5	基本目標5の施策の方向②について、「女性に対する暴力の根絶」の記述は、そのまま活かすことを望む。	ご意見を踏まえ、基本目標5の施策の方向については、「女性に対する暴力の根絶についての認識を深めるための啓発」といたします。
68 4章 基5	市民に対し、非暴力・人権の視点からDVについての正しい知識を啓蒙すること。	「女性に対する暴力の根絶」を基本目標5とし、仙台市DV防止基本計画を包含するものとし、今後5年間で優先的・重点的に取り組むべき分野としても掲げています。その中で、非暴力、人権の視点からのDV問題への啓発についても、推進していくべきものと考えております。
69 4章 基5	相談員の処遇改善、雇用の安定、スキルアップが行えるような整備を行うこと。	審議会は、男女共同参画プランの在り方についての諮問に基づき検討を進め、女性に対する暴力の根絶を重要と認識し、基本目標として掲げました。推進の手法等に関する具体の事案については、それぞれの実施主体で検討されるべきものと考えております。
70 4章 基5	市民に対し、DVを見たり聞いたりした場合に、すぐ相談機関につなげられるような情報を提供すること。	「女性に対する暴力の根絶」を基本目標5に掲げ、施策の方向④で相談窓口の充実等に取り組むこととしております。相談窓口の情報提供や普及啓発の推進も含まれる課題と考えております。
71 4章 基5	DV被害者に対しての相談機関、支援体制の強化を行うとともに、経済的援助など生活全般のフォローを行政が責任を持って行える体制を整えること。	「女性に対する暴力の根絶」と被害者支援を基本目標5とし、仙台市DV防止基本計画を包含するものとし、あわせて今後5年間で優先的・重点的に取り組むべき分野にDVの防止と被害者支援を進める分野を掲げ、推進すべきとしております。
72 4章 基5	特に、若年層におけるデートDV防止教育を徹底すること。	若い恋人同士の間で、交際相手からの暴力も起きていることから、予防の視点からも若年層への啓発は重要と認識しております。DV防止教育の徹底というご意見を踏まえ、優先的・重点的に取り組むべき分野の取り組み例に「若年層に対するデートDV等の防止に向けた啓発」を、加筆しました。
73 4章 基5	DV対策では、相談窓口のPRが不足している。学校教育においても、人権教育と同時に、困ったときはどこに、を意識づけておくことが早期の解決につながる。	「女性に対する暴力の根絶」を基本目標5に掲げ、施策の方向④で相談窓口の充実等に取り組むこととしております。相談窓口の情報提供や普及啓発の推進も含まれる課題と考えております。
74 4章 基5	ジェンダーの縛りにより「自己決定権」が無いために生じる女性の悩みへの相談に対し、「男女共同参画推進」の視点から相談が行われるべきである。男性の悩みは女性と区別して対応すべきである。	施策の方向④の相談については、引き続き女性に対する暴力根絶の観点から対応していくものと考えております。一方、男性の悩みに関する相談についても、男女共同参画を推進するために検討すべき課題と認識しております。
75 4章 基5	配偶者暴力相談支援センターを設置するべきである。	「女性に対する暴力の根絶」を基本目標5とし、仙台市DV防止基本計画を包含するものとし、今後5年間で優先的・重点的に取り組むべき分野としても掲げ、施策の評価を行いながら推進してまいりたいと考えています。 配偶者暴力相談支援センターの設置については、取り組み例の中で「配偶者暴力相談支援センターの設置」を明示しております。
76 4章 基5	宮城は石巻のDV事件を受けて、どのようなアクションを起こすかが注目されている。新しい政策は画期的でタイミングも良い。DV被害者や支援者などを積極的に中枢に入れて、机上の空論にならない膨らみを持つ政策にして欲しい。	若い恋人同士の間で、交際相手からの暴力も起きていることから、予防の視点からも若年層への啓発は重要と認識しております。ご意見を踏まえ、優先的・重点的に取り組むべき分野の取り組み例に「若年層に対する啓発」を、加筆しました。実効性のある取り組みとなるよう市に働きかけてまいります。

## 「中間報告」に対する市民意見一覧

	分類	こ 意 見	審議会の考え方
77	4章 基5	DV被害から脱して地域に出て新しい生活を始める方々は、非常に孤独でいることが多い。そのような方々がサポートを受けられる居場所づくりについて、計画に入れていただきたい。	「女性に対する暴力の根絶」を基本目標5とし、仙台市DV防止基本計画を包含するものとし、今後5年間で優先的・重点的に取り組むべき分野としても掲げ、施策の評価を行いながら推進してまいりたいと考えております。 「居場所づくり」については、具体的な事業検討において考えていくべきと考えております。
78	4章 基5	DV、児童虐待の根底には貧困の問題もあることを認識し、仙台市として反貧困対策を行うこと。	貧困の問題は、男女共同参画の推進の観点からも大きな課題と考えております。基本目標5に限らず、各分野の事業を展開するうえでも留意しながら推進するよう求めてまいります。
79	4章 基5	職員（外郭団体、関連職場も含む）に対し、DVやハラスメント（セクシュアル、パワー、モラル）に関する研修を行うこと。	職員への研修については、「女性に対する暴力の根絶」を基本目標とするとともに、優先的・重点的に取り組むべき分野としても掲げ、DVや事業所、学校、諸団体等、あらゆる場でのセクシュアル・ハラスメントをなくすための取り組みを推進することとしております。
80	4章 基5	校長や企業などの管理職に対し、DVやハラスメント（セクシュアル、パワー、モラル）は組織にとってのマイナスであることを啓蒙し、問題が生じない職場づくりを行うよう研修や啓蒙をすること。	管理職への啓蒙については、「女性に対する暴力の根絶」を基本目標とするとともに、優先的・重点的に取り組むべき分野としても掲げ、事業所、学校、諸団体等、あらゆる場でのセクシュアル・ハラスメントをなくすための取り組みを推進してまいりたいと考えております。
81	4章 基5	行政の責任において、加害者に対する再教育を行うこと。	加害者更生に向けた取り組みはいまだ研究途上であり、その対処には困難が付きまといますが、基本目標5の施策の方向⑤「暴力被害者に対する支援の拡充」の観点からも重要であることから、まずは施策の方向④の「警察等関係機関との連携の強化」を通じて長期的なノウハウの蓄積を目指すよう市に働きかけてまいります。
82	4章 基6	地域を重要なものとして取り上げている反面、広いネットワークで活動する市民活動の重要性が薄められている印象を受けた。	基本目標6の施策の方向②に、「男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充」を掲げており、地域を越えた市民活動の重要性についても認識しております。
83	4章 基6	基本目標6において、地域とは何処を指すのか。文章からは市内の限定された地域を指すように感じられる。	市内の限定された一律のエリアを指しているものではありません。これからさまざまな事業を検討していく中で、地域のイメージができていくものと考えます。
84	4章 基6	社会的弱者を含めた安心して暮らせる地域作りは大切であるが、市民活動は市の全域にわたって展開されることが多く、地域を超えたネットワークに支えられている。市民活動は地域作りを包含できると思われるため、「市民活動における男女共同参画の推進」とすることを提案する。ただし、第5章2においては、地域における活動に限定するのは効果的と思われる。	基本目標6は、地域の課題が多様化していることから、それらの地域の特性や個々の創意を活かした地域づくりが必要であるとの観点から、このたび新たに設けたものです。 男女共同参画を日々の生活の場で実態のあるものとするためには、地域の生活から見える課題への対応も検討していく必要があります。
85	4章 基6	外国籍女性の支援を進めるとともに、サポートのための必要なスキルを持った市民の積極的な登用（処遇や雇用の安定も鑑み）を行うこと。	男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充や市民活動団体等との連携の事業展開に含まれるものと考えています。
86	4章 基6	行政とNPO・市民活動団体は、お互い対等な関係として協働事業に取り組み、処遇や対価についてもその働きに見合ったものとする。	男女共同参画の推進には、さまざまな主体と対等な関係を基本とした協働の取り組みが不可欠と考え、施策の方向③に市民活動団体及び企業との連携の強化を掲げております。

## 「中間報告」に対する市民意見一覧

分類	ご意見	審議会の考え方
87 5章	<p>男女共同参画に関する教育と学習は、最も重要な基本的取り組みであり、優先的・重点的に取り組むべき課題として欲しい。</p> <p>教育委員会や学校におけるこれまでの取り組みと評価が見えてこない。若者の間のDV被害を根絶する上にも、男女が共に学ぶ教育の場において、それぞれの発達段階に応じた人権尊重を基本とした性教育を行うことが大切である。</p> <p>優先的・重点的に取り組むべき課題に「男女共同参画に関する教育・学習の推進」が入っていないことが疑問である。あらゆる場において男女共同参画を推進するのであれば、根元にある教育を抜きにすることはできない。</p> <p>男女共同参画に対する意識啓発について、教育委員会に一步踏み込んだ横断的な取り組みを望む。</p>	<p>男女共同参画の推進に当たり、教育学習を基本として男女共同参画に対する理解を深めることは、すべての分野に関わる非常に重要な分野であるとともに、長期的かつ継続的に取り組むべき課題であるとの認識に立ち、基本目標2として掲げたものです。人権尊重を基本とした性に関する教育など教育現場におけるさまざまな取り組みにつきましては、基本目標のもとに推進するそれぞれの施策の方向の中で、教育委員会と一層の連携を図りながら進めるべきものと考えております。</p>
88 5章	<p>優先的・重点的に取り組むべき課題に、「教育現場における取り組み」を追加して欲しい。男女共同参画の意識は、学校教育の場で学習するのが最も効果的であると思われる。教師の意識を高め、実践できるスキルを身に付けられるような環境を作るための施策を盛り込んで欲しい。</p>	<p>男女共同参画の推進に当たり、教育学習を基本として男女共同参画に対する理解を深めることは、すべての分野に関わる非常に重要な分野であるとともに、長期的かつ継続的に取り組むべき課題であるとの認識に立ち、基本目標2として掲げたものです。教職員の意識やスキルを高めるための環境をつくるなど教育現場におけるさまざまな取り組みにつきましては、基本目標のもとに推進するそれぞれの施策の方向の中で、教育委員会と一層の連携を図りながら進めるべきものと考えております。</p>
89 5章	<p>重点課題の4については、交際相手からのDVが事件化する深刻な事態が増えているため、特筆すべき課題として取り上げ若年者に対する啓発を盛り込んで欲しい。</p>	<p>若い恋人同士の間で、交際相手からの暴力も起きていることから、予防の視点からも若年層への啓発は重要と認識しております。若年者に対する啓発についてのご意見を踏まえ、優先的・重点的に取り組むべき分野の取り組み例に「若年層に対するデートDV等の防止に向けた啓発」を、加筆しました。</p>
90 5章	<p>男女共同参画推進において、人権問題は最重要課題と思われる。</p>	<p>男女共同参画の推進は、人間としての尊厳が重んじられ、男女の人権が尊重されることが基本と考えます。答申では計画の基本理念に男女の人権の尊重を掲げており、この理念の下で総合的に男女共同参画を推進していくべきと考えております。</p>
91 5章	<p>重点課題の数値目標の設定にあたっては、「女性の係長職昇任試験の受験率」ではなく、「管理職の女性比率」等の項目としていただきたい。仙台市役所においては、昇任における女性差別の解消が課題として残る一方、仕事と子育ての両立を可能とする職場環境整備は依然として進んでいない。受験率を数値目標とすることは、女性の育成・両立に向けた環境整備に関する事業主の責任を問わないままで、差別された状況にある女性に一方的な負担を課すこととなる。</p>	<p>計画の推進にあたっては、その実効性を高めるため、それぞれの分野で推進状況を評価しながら進捗を図ることとし、目標や評価の指標となる項目を設定することとしております。「市職員における女性管理職（課長級以上）の割合」を数値目標・指標例のひとつとして提案いたします。</p>
92 6章	<p>施設の管理運営は指定管理者制度によることを考えれば、財団とプランとの関連には曖昧さを感じられる。財団には、市の男女共同参画事業が一貫性を持って実施できるような機能を強化する必要があるのかもしれない。</p>	<p>（財）せんだい男女共同参画財団は設立以来、女性の自立と社会参画を促進する事業や、市民の主体的な活動の支援・育成を実施するなど、男女共同参画推進体制の一翼を担ってきたことから、次期計画の推進体制に明記しました。今後も男女共同参画推進センターの管理運営と合わせて、仙台市の男女共同参画推進事業の中心的役割を担っていくことを期待しています。</p>

## 「中間報告」に対する市民意見一覧

分類	ご意見	審議会の考え方
93 6章	客観的な計画の評価ができる体制の構築を期待する。	計画の進捗状況の評価につきましては、審議会です、より客観的な評価のあり方について検討していくことを記載しました。今後、評価体制についても検討してまいります。
94 6章	市の各部署について、男女共同参画をどう意識しているか評価が必要ではないか。	庁内推進体制につきましては、男女共同参画の推進には、市長をトップとした庁内推進体制がより有効に機能し、実効性のある施策を推進する必要があると記載しました。市全体で男女共同参画を認識し、施策を推進するよう求めてまいります。
95 6章	男女共同参画推進センターの機能整備（施設の大きさやアクセスなども含む）を進めること。	「男女共同参画推進センターは、市民の学習及び活動の総合的な推進拠点である」として、センターの機能を位置づけております。今後もセンターが機能を十分発揮するよう、求めてまいります。
96 6章	「課題を定め目標値を決め、それに向かって努力する」という行動方針は正しいが、目標値自体が漠然としている。 市民センターにおける講座・出前講座の開催数・参加者数の目標値等を決定し、参加者が多かった講座を開催することを提案する。	計画の推進にあたっては、その実効性を高めるため、それぞれの分野で推進状況を評価しながら進捗を図ることとし、目標や評価の指標となる項目を設定することとしており、数値目標・指標例として、より具体的な項目を例示しました。
97 その他	正しい方向性に向いていくようにするためには、人が魅力を何処に感じるかの調査を行い、魅力を兼ね備えた人物の協力を得ると進んでいくのではないか。	男女共同参画の推進にあたり、市民の意識調査や、DVや就業などテーマを定めた実態調査などを行い、調査研究を行うことは重要と考えております。
98 その他	「男女共同参画推進」とは「ジェンダー」が起因する差別をなくすことである。	男女共同参画の推進は、人間としての尊厳が重んじられ、男女の人権が尊重されることが基本であると認識しています。新しい計画においては、条例における基本理念の1つである男女の人権の尊重を基本として、男女共同参画に関する施策を推進してまいります。
99 その他	市長の諮問機関である審議会に、もれなく市議会議員が入っていることに違和感がある。議員は市長から独立した立場で市政を検討すべきであり、悪しき習慣であれば、馴れ合い防止のため早急に改めて欲しい。	各種審議会では、その目的等に合わせて委員構成が条例や要綱等で定められておりますが、市議会議員は市民の代表として委員の構成員に含まれているものであり、悪しき習慣ということではないと考えます。
100 その他	エル・ソーラの縮小は非常に残念であるが、人的な資源である職員を充実することで、事業の推進と発展に期待したい。	推進体制の部分に男女共同参画センターと財団について記載しております。新しい計画の推進のために、財団が事業を実施するうえで中心的な役割を担うことを期待しております。
101 その他	今回の報告において、性的少数者に対する施策が触れられていないことが問題である。男女共同参画社会は、そのすぐ先に性の多様性を尊重する社会があり、仙台市のように先進的な試みを行っている都市であれば、この性の多様性について、公的な文言が入っていかないと感じる。性の多様性に関するNPOと連携しながら、仙台市として、あらゆる人が性による制約を受けずその人らしくある社会を目指すことを宣言して欲しい。	男女共同参画の推進は、人間としての尊厳が重んじられ、男女の人権が尊重されることが重要だと認識しております。新しい計画は、条例における基本理念の1つである「男女の人権の尊重」を基本としており、その中に性的少数者についても含まれていると考えます。具体的な記述をしませんでしたが、そういった方々に対して人権尊重の観点からの配慮が必要であり、人権教育や啓発等を進めることが重要だと考えています。

## 「中間報告」に対する市民意見一覧

	分類	意見	審議会の考え方
102	その他	仙台市に働く全ての人に対し、通称使用を認めるとともに、通称使用の範囲を広げること。	審議会では、男女共同参画計画のあり方について、総合的な見地から答申するものと認識しており、具体的な取り組みに関しては、基本目標のそれぞれの施策の方向の中で進めるべきものであり、審議会としてお答えできるものではないと考えます。なお、通称使用については、男女の人権の観点から社会全体で議論を深めていくべきと考えております。
103	その他	市職員の職員証について、通称使用ができるよう改善すること。	審議会では、男女共同参画計画のあり方について、総合的な見地から答申するものと認識しており、市職員への対応など具体的な取り組みに関しては、基本目標のそれぞれの施策の方向の中で進めるべきものであり、審議会としてお答えできるものではないと考えます。なお、通称使用については、男女の人権の観点から社会全体で議論を深めていくべきと考えております。
104	その他	市職員の通称使用の届け出について、期間の撤廃をすること。	審議会では、男女共同参画計画のあり方について、総合的な見地から答申するものと認識しており、市職員への対応など具体的な取り組みに関しては、基本目標のそれぞれの施策の方向の中で進めるべきものであり、審議会としてお答えできるものではないと考えます。なお、通称使用については、男女の人権の観点から社会全体で議論を深めていくべきと考えております。
105	その他	仙台市は、男女共同参画推進のイベントなどに対し、賛助金や助成金を出すこと。	男女共同参画を推進するために必要な予算が確保されることを期待します。
106	その他	あらゆる分野でダイバーシティを促進すること。	男女がその個性と人権を尊重し合うとともに、性別にかかわらず、多様な生き方を認め合い、その能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことが、ダイバーシティの促進につながると考えています。基本目標4「男女のあらゆる分野への参画」の中で、ダイバーシティの必要性について明記しました。
107	その他	企業や40代から60代の男性に対して、男女共同参画推進センターの存在を知らせ、さらに講座や事業のPRを行うこと。	男性への啓発を含め、男女共同参画への理解の促進については男女共同参画を進めるうえで非常に重要であり、基本目標2の事業の中で進めていくべきと考えています。
108	その他	男女共同参画に必要な取り組みを実施するため、財政措置を行うこと。	男女共同参画を推進するために必要な予算が確保されることを期待します。
109	その他	現在は男女平等ではなく、女性があらゆる形態の差別を受けており、夫は外で働き妻は家庭を守るべきという性別による固定的役割分担が生きている。男女の人権が尊重されることが男女平等であり、「男女平等のまち」が男女共同参画社会である。	男女共同参画の推進は、人間としての尊厳が重んじられ、男女の人権が尊重されることが基本であると認識しています。新しい計画の基本理念にも男女の人権の尊重を掲げ、性別による固定的役割分担意識の解消を図る取り組みを進めてまいります。
110	その他	仙台市は、条例に謳われている市の役割を実行して欲しい。	男女共同参画推進条例に基づき、審議会として、男女共同参画を推進するよう働きかけてまいります。
111	その他	男女共同参画を進めていくうえでは、医療者や大学の教授のようなプロも大切であるが、興味関心のある一般市民も積極的に投入して欲しい。自分の経験を元にした、核心を得た意見が出るのだろう。プロだけでは説得力に乏しいと感じる。	市民意見を取り入れるため、審議会には公募委員が2名参加しております。また、新しい計画についての審議にあたっては、審議会として、関係団体へのヒアリング、公開ヒアリング、また中間報告へのパブリック・コメントの実施、公聴会の開催などにより、広く市民の意見を取り入れるよう努めてまいりました。